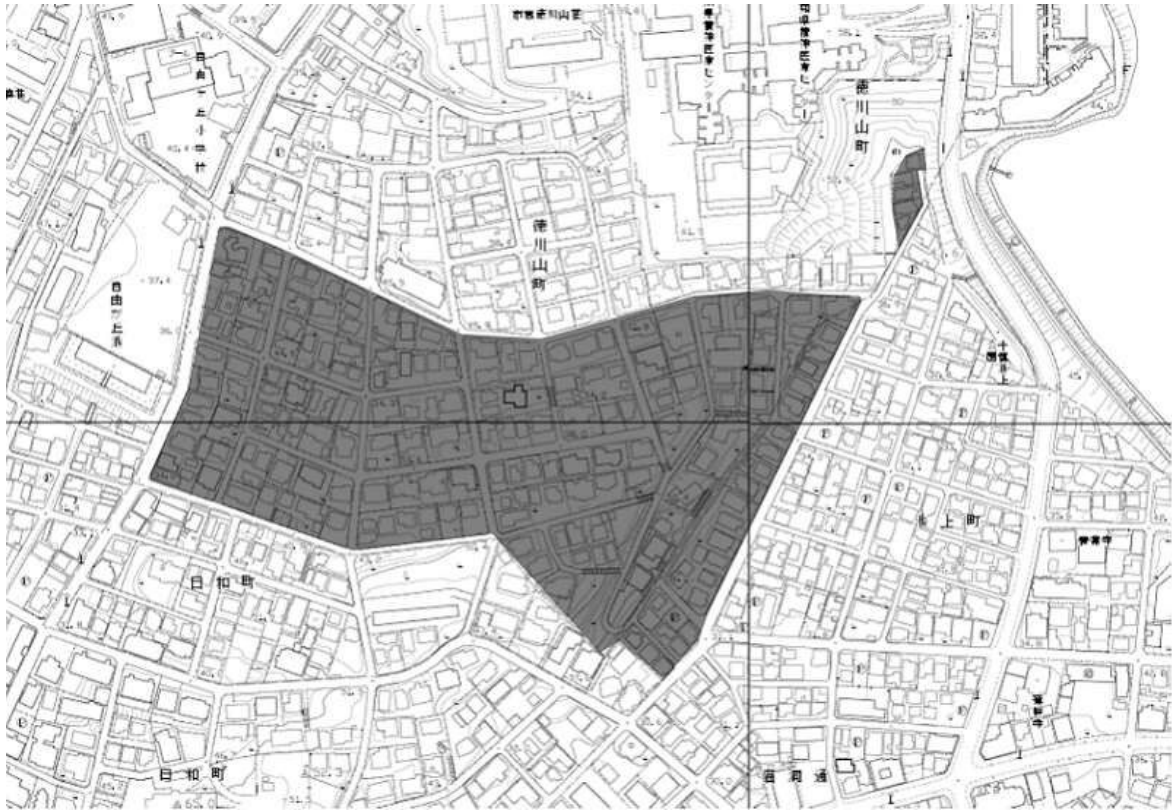


徳川山町地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区徳川山町二丁目、三丁目

【最初の認可】 平成16年3月2日 【最近の認可年月日】 令和6年3月26日 【認可番号】 5指令住建指第139号

【有効期間】 令和6年3月26日 より 20 年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 共同住宅は建築してはならない。ただし、住戸数が3以下であって、運営委員会が認める場合はこの限りではない。
- 2 敷地内空地は緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。